

# やさしい法律相談

④



## 制限利率以上の高利を支払った場合、その利息はとりもどせるか

### 利息制限法は1割5分まで

利息制限法は、金銭貸借において、同法が定める最高限度をこえる利息の約束をしても、その限度をこえる部分は無効であると定めています。(同法1条1項)。たとえば、100万円を利息年3割の約束で貸し付けた場合貸主は1年分の利息としては、利息制限法で定められた1割5分までの金15万円しか利息としてはとれません。

#### 利息の最高限 (利息制限法より)

元本の金額	利息の限度
10万円未満	年2割
10万円以上100万円未満	年1割8分
100万円以上	年1割5分

## 利息支払超過は返還を求められる

しかし、借主が任意に制限利率をこえる年3割の利息(前の例で30万円)を支払ってしまった場合は、その超過部分(この場合15万円)は不当利得として返還を求めることができます。

もちろん、貸主はいったん受けとった以上、任意に返してはくれないでしょうが、裁判に訴えれば返還させることができます。しかし、まだ元金が全部返済されていない場合は、利息支払超過部分は元金残額の支払いのほうへ充当されることとなりますから、その分だけ元金の未払分が減ることとなります。

### 法の限度を超えた利息は無効

また、利息の約束が非常に高利であるとき、たとえば月2割から3割というような、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」で処罰される日歩30銭をこえる利息を支払う約束がされたような場合は、その約束が借主の弱味につけこんでされたような事情があれば、反社会的な暴利行為だとして、その利息の約束全部が無効であるとされた事例があります。この場合は、支払った利息全部を返還請求できることとなります。

しかし、利息の約束全部が無効とされなくても、当然前にのべた利息制限法の限度を超過した部分は無効で、その取りもどしはできるわけです。

なお、こうしたことの相談は、お気軽に市民相談室をご利用ください。(☎ 51-0123 内線 243~245)

## 表紙のことば

富士駅前を中心とする富士駅周辺区画整理事業は、昭和36年着工以来19年目を迎えますが、ようやく富士市の表玄関口にふさわしく、広場が拡張され、共同ビルが立ち並び、近代的な都市に大きく生れかわりつつあります。

これまでに約40億円が投資されていますが、55年度からは2カ年継続事業で3億4,000万円をかけて、約6,800平方メートルに及ぶ駅前広場の造成

工事に着手します。

駅北口2階から幅27メートル、長さ42メートルの歩道橋をつくり、商店街にのぼすほか、車道と立体交差にするなど総仕上げの突貫工事が行われます。

このため、この1月16日から三角屋西側の道路が北進一方通行、三角屋東側の道路が南進一方通行にそれぞれ交通規制され、地下道は4月10日まで通行止になります。

2月の定例市長相談は12日(火)です

・時間 13:00~15:00  
・ところ 庁舎2階市民ホール